

## 湖南省エネ家電買換支援事業補助金交付業務委託仕様書

### 1. 業務名称

湖南省エネ家電買換支援事業補助金交付業務委託

### 2. 履行期間

契約締結日 ～ 令和8年12月28日(月)

### 3. 事業概要

#### (1)事業期間

令和8年7月頃から令和8年11月30日(仮日程。協議のうえ決定する)とし、補助金申請の受付はこの期間内または補助金の予算の上限に到達した日に受付終了とする。

#### (2)補助対象製品

省エネ基準達成率100%以上の次の家電製品

- ・エアコン
- ・冷蔵庫
- ・LED照明器具
- ・高効率給湯器(エコキュート、エコジョーズ、エコフィール)

#### (3)補助率および補助上限額

対象製品	補助率	補助上限額
エアコン	3分の1	5万円
冷蔵庫	3分の1	5万円
LED照明器具	2分の1	2万円
高効率給湯器	3分の1	15万円

#### (4)補助対象者

- ・自ら居住する市内にある住宅の既存の家電製品を同品目の省エネ家電製品に買換え、設置する人
- ・補助金申請日時点において、本市に住民登録がある人
- ・市税を滞納していない人
- ・暴力団もしくは暴力団員または暴力団員と密接な関係を有する人でないこと。

#### (5)対象製品の要件

- ・市内の店舗で購入した新品(未使用品)であること。
- ・自ら購入し、設置したものであること。
- ・製造事業者による製品保証があること。
- ・令和8年4月1日以降に購入設置したものであること。

#### (6)予定件数

700~800件

### 4. 申請受付期間

令和8年7月頃から令和11月30日(仮日程。協議のうえ決定する)

※契約締結日から研修期間および準備期間を設け、受付開始日から円滑に申請受付を開始できるようにすること。

## 5. 業務履行場所

湖南省役所東庁舎（湖南省中央一丁目1番地）環境政策課内に事務局を設置すること。

## 6. 委託業務の内容

### (1) 業務の管理および実施体制の構築

- ①事務局を設置する。
- ②必要な人員を配置する。
- ③適正かつ確実な事務遂行のための実施体制を構築する。
- ④個人情報保護法および関係法令の遵守
- ⑤特段の定めがない限り、事務局設置・運営に係る費用は受託者の負担とし、各業務の費用配分を適切に行うこと。
- ⑥必要に応じて、市と協議を行うこと。

### (2) 事務局の業務

次の①～⑥のすべて（①～③は契約締結後、できるだけ早く着手すること）

※実施体制や申請状況に応じて省略可とし、協議のうえ決定する。

#### ①専用ホームページの開設・運用

- ア.必要事項の掲載
- イ.予算残額等の情報更新

#### ②フライヤーの作成

チラシ・ポスターを作成し、ホームページでダウンロード可能な状態で掲載

#### ③コールセンターの設置・運営

- ア.受託者の負担でコールセンターを設置する。
- イ.適切な数の電話回線を確保し、業務を円滑に進めるために必要な人員を配置する。
- ウ.イレギュラーが生じた場合、市と協議し対応する。

#### ④申請受付窓口の設置・申請内容の確認

- ア.申請者から提出のあった申請書類（申請書・添付資料）を受理し、内容を審査
- イ.申請書類のデータ入力・管理
- ウ.書類不備や要件を満たさない申請があれば、申請者に対して電話等で連絡し、必要に応じて差し戻す。
- エ.確認を終えた申請書類は、適切に保管し、事業完了時に委託者へ提出する。

#### ⑤決定通知書等の送付

審査が完了した申請者に書類（決定通知書、請求書様式）を送付する。

#### ⑥請求書の確認

- ア.提出のあった請求書を受理し、内容を確認
- イ.請求書のデータ入力
- ウ.書類不備があれば、申請者に対して電話等で連絡し、必要に応じて差し戻す。

### (3) 省エネ効果の検証

補助金の申請内容をもとに、既存機器から省エネ家電へ買い換えたことによる年間CO2 排出削減量 (t-CO2/年)を算出する。算出は、委託者が指示する方法により行う。

## 7. 受託者の責務

受託者は、次の事項に留意して本業務を円滑かつ正確に遂行しなければならない。

### (1) 守秘義務

受託者および業務に関わる者は、いかなる場合においても、本業務を遂行する上で知り得た情報を漏洩または本業務の遂行以外の目的で使用してはならない。なお、本業務の終了後および解除後も同様とする。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、業務に関わる者に対して、次の事項を遵守させなければならない。また、関係法令、湖南省個人情報保護条例等の関係規定について十分な教育を行わなければならない。また、日本情報処理開発協会のプライバシーマーク認定の元で定められた各基準を満たし、業務に従事しなければならない。

① 個人情報を適切に管理し、紛失または漏洩しないこと。

② 個人情報を本業務の遂行以外の目的で使用、閲覧または第三者への提供をしないこと。

### (3) 業務従事者の守秘義務等に係る誓約

受託者は、業務従事者から守秘義務、個人情報の保護および信用失墜行為の禁止を遵守する旨の誓約書を取り委託者に提供するものとする。

### (4) 信用失墜行為の禁止

受託者および業務従事者は、本業務を遂行するにあたり、湖南省の信用を失墜する行為をしてはならない。

### (5) 業務従事者の服装

業務従事者は、業務遂行に適した服装を着用すること。

### (6) 関係書類の取扱い

受託者および業務従事者は、本業務に関する資料・仕様書、委託者が提供する資料等の関係書類を委託者の許可なしに業務場所以外へ持ち出し、または複写してはならない。

### (7) 危機管理

受託者は、様々な障害、事故、自然災害等の緊急事態が発生した場合においても、本業務の遂行に支障をきたすことがないように十分な対応策および緊急時の代替対応体制を整備すること。

### (8) 一括再委託等の禁止

① 受託者は、業務の全部を一括して、または業務の主たる部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

② 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、事前に委託者の承認を得なければならない。

### (9) その他

受託者は、本業務の遂行にあたって労働基準法等関係法令を遵守すること。

## 8. 業務に必要な準備物

本業務の遂行に必要な機器、設備等については原則受託者が準備すること。

※実施体制によっては、委託者が準備することもできるため、協議のうえ決定する。

## 9. その他

(1) 委託料は、概算払いではなく、業務委託完了後に一括で支払うものとする。

(2) 受託者は、本業務の履行中に発生した事故やトラブル等について、速やかに委託者に報告するとともに、早急に対応を行うものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、その都度、委託者と受託者が協議をして決定するものとする。

## 別紙

## 省エネ家電買換支援事業補助金交付業務委託 業務分担表 (案)

区分	業務内容	市	受託者
広報・準備	ホームページの開設・運用		○
	フライヤー作成		○
	フライヤー配架	○	○
	コールセンター設置		○
	人員配置		○
申請受付	申請書類の受理		○
	申請書類のプリントアウト (電子申請のみ)		○
	記入方法の指導		○
一次審査	申請書が正しく記入されているか確認		○
	必要書類がそろっているか確認		○
	申請機器が要件を満たしているか確認		○
	申請が重複していないか確認		○
二次審査	市税滞納の有無を照会	○	
	湖南市民であるか確認	○	
	申請者と購入者が異なる場合、同一世帯か確認	○	
	交付要綱を満たしているか確認	○	
不交付決定	審査を通過しない場合、不交付の決定	○	○
	不交付決定通知書の作成		○
	不交付決定通知書の決裁	○	
	不交付決定通知書のプリントアウト		○
	不交付決定通知書の発送		○
交付決定	審査を通過した場合、交付の決定	○	○
	交付決定通知書の作成		○
	支出負担行為書の起票	○	
	交付決定通知書、支出負担行為書の決裁	○	
	交付決定通知書のプリントアウト		○
補助金交付	交付決定通知書の発送		○
	請求書の受理		○
	請求書のデータ入力		○
その他	支出命令書の起票・決裁	○	
	問い合わせ対応		○
	協議記録の作成		○